

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和 7 年 6 月 26 日（木） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 ひさなが委員長・江原健二副委員長・田村継委員・尾崎貴夫委員・橋本憲治委員・綾城美佳委員・岩藤睦子委員・林哲也委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
6 月定例会本会議（6 月 20 日）から付託された事件（議案 3 件）
9. 傍聴者 3 名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 散会 午前 10 時 12 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 6 月 26 日

文教厚生常任委員長

ひさなが 信也

記 録 調 製 者

岡 本 功 次

ひさなが委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 3 件について審査を行います。

はじめに、議案第 2 号「令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村継委員 執行部の方にちょっとお伺いをさせていただければと思うんですが、なぜこのタイミングのほうで、この度、介護保険の特会のほうに予算が組み込まれたのか、お伺いできればと思います。

高齢福祉課長 地域包括支援センターが所管、管轄する要支援者もしくは事業対象者のケアプランの運営については、一部利用者分を市内居宅介護支援事業所に委託しております。実績件数に応じて毎月委託料を支払っています。令和 7 年度から、山口県国保連合会が原案作成委託料として地域包括支援センターに代わり居宅介護支援事業所に支払いができる制度改正があったことから、それに対応する補正になります。

田村継委員 では、条例の改正に基づくもので、何かしら負担が出るものではないという解釈でよろしいでしょうか。

ひさなが委員長 これは、補正予算書 34、35 ページの介護予防ケアマネジメント事業費のことでよろしいですか。

田村継委員 はい、そうです。

高齢福祉課長 条例改正ではありません。法律改正によるものです。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:33 —

— 再開 9:34 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、議案第4号「長門市水道給水条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 補足説明等は特にございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

尾崎委員 この議案第4号について、定例会初日に市長から提案説明がございましたが、改めて執行部の方から趣旨説明をお願いします。

管理課長補佐 この度、条例改正に至った経緯の趣旨についてでございます。この件につきましては、国土交通省から、令和6年能登半島地震では、一般家庭だけでなく給水装置及び排水設備の指定業者の多くが被災し、復旧工事に必要な業者を確保することが困難となり、結果といたしまして復旧が遅れる要因となったことから、災害その他非常の場合においては、復旧に対応する業者を確保するため、他の市町村が指定する業者でも工事を可能とするよう通知がありましたことから、所要の改正を行うものでございます。

尾崎委員 今回の修正内容を市民の皆様にはどのように周知をされるのですか。

管理課長補佐 今回の改正につきましては、市の掲示板での公告となります。そのほかでは、市のホームページ等での周知を考えております。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんでしょうか。

田村継委員 今回の改正は、被災時のときの市民の皆様にご安心していただくものだと思うんですけど、まずご確認をさせていただきたいんですが、今回の改正、上水道の被害があったとき、これは市民の皆様が個人、個人で、例えば市外の指定業者さん、他の市外の指定業者さんのほうにご連絡していただくものという解釈でよろしいでしょうか。

サービス班長 お見込みのとおりとなり、市民の皆様から業者の方へ連絡していただくようになります。

田村継委員 被災時のときですので、すごく混乱が予想されると思うんですが、そのときは当然職員の方も混乱されると思います。この度の改正に伴って、例えば既存のマニュアル等ではなくて、新しい職員の方も使えるようなマニュアル、そういったフローチャート、そういったものの整備のご予定とかありましたらお教え願えますでしょうか。

管理課長補佐 災害等の発生時は、長門市職員防災マニュアルや、水道であれば水道事業防災対策要綱、こういうものに沿って対応していくことになります。今回の改正につきましては、災害直後というわけではなく、ある程度状況が落ち着いてからの対応となります。今、委員がおっしゃられたことにつきまして、能登半島地震の例などから研究してまいりたいと思います。

田村継委員 続けて質問をさせていただければと思うのですが、この度の改正で、もし被災があったときに市民の皆さま個人、個人で、ホームページ等に公表させていただいた市外の指定業者さんのほうに連絡していただくということですが、このときはすごく混乱等が予想されると思うんですよね。例えば、それを市が取りまとめて連絡をする、そういったことのご予定とかはあったりしますでしょうか。

管理課長 個人宅の上下水道の修繕依頼となりますので、基本的に市が斡旋することはないと思うんですけれども、能登半島地震の例では、災害救助法が適用されております。そういうことから、住宅の応急修理制度が活用可能となっておりまして、そのときには個人からの施工業者さんへの依頼を取りまとめて施工業者に依頼しているという例もありますから、その辺は今後において研究してまいりたいと思います。

田村継委員 被災時には当然混乱が予想されると思いますので、是非その辺りはご検討いただければと思います。続いて、もう 1 点ほどお伺いをさせていただきたいのですが、この度の改正のほうで、本来であれば市内の、江原市長に指定していただいた業者さんにしか入っていただくことができない、それを被災のときに、他の区域外、県外、市外、そういった指定業者さんにも入っていただくことができる改正だと理解しております。その際に、県外の指定業者さんをお願いしたときに、当然業者さんの交通費等、例えば宿泊費等もかかったりすると思うんですよ。例えば、とある方は市内の業者さんにかかったから通常の料金でできた、とある方は県外の業者さんに頼むことしかできなかつたので、そういった宿泊費、移動費等も含めて請求された。そういったことの公平、中立的な観点から、そういったものがあつたら如何なものかと思うんですが、そこら辺のご見解があつたらお願いできますでしょうか。

管理課長 被災時に、この度特別に指定する業者等に修繕依頼した場合、通常のうちが指定している指定業者と比較しましたら、宿泊費等の関連から割高になる可能性は高いと思います。現時点では、特にそういう割高に対する部分の補助等は今のところはありません。しかしながら、これも能登半島地震の例では、石川県が移動や宿泊などの経費を補助する制度を創設しておりますので、その辺も今後は研究していきたいと思っています。

田村継委員 最後にもう 1 点だけ。この議案のほうは、採決されたときから施行されるということでお間違いなかったですか。ごめんなさい、ちょっと確認不足だ

ったので、お教え願えればと思います。

管理課長 一応、議決後速やかに施行するように、今のところしております。

綾城委員 私からは、ちょっと1点です。これは、説明資料の2ページです。2の改正の内容ですけれども、「災害その他非常の場合において」と書いてあります。これは、例えばどういったときのことを想定されているのかということが1つで、この最近で、例えば災害と言ったら大雨とか、そういったところも該当するんだろいうなというふうに思うんですが、最近、本市でこれに該当するようなケースがあるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

管理課長 災害その他非常時となっております。今のところは、ある程度、能登半島地震ですとか、その程度の市内全域がかなりの被災を受けたというのを想定しております。もう1点、市内でそのような状況が近年あったかと言われると、今のところはございません。

ひさなが委員長 よろしいですか。そのほか、ご質疑はございませんでしょうか。

橋本委員 私は、これは勘違いしておって、大きい市の関連する配管とか、そういうのが壊れたときと思ったのですが、先ほど田村委員からの説明のときに、個人が業者を選ぶと言われましたよね。他市とか他県の――他県はまずないかもしれませんがけれども、他市の業者を選ぶ。ホームページとか、ああいうのに掲載されておると言われますけれども、果たして混乱しているときに、そういうのがわかるものでしょうか。もうちょっと具体的に、このようになったときには、こういう業者がありますよという形をはっきり市民に知らせなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、その点についてどう思われますか。

管理課長 業者さんの周知方法なんですけれども、一応、そういう事態になった場合において、どこの業者さんが実際にうちに来ていただけるというのもちょっとわからない状況ですし、そのケースバイケースによっては違うと思うんですけど、例えば避難所とか、そういうところを設けるのであれば、そういうところにうちが業者さんを掲示するとか周知は色々あるとは思いますが、なるべく市民の皆さまにその辺が周知できるようにはしたいと思っております。

橋本委員 だから、周知するためには日頃からこういった、この長門市でも山口とか宇部とか、ああいう指定業者がおられますよね。そういうものを皆さんに周知できるようなものを常日頃から周知する。避難所にだけ置くのではなしに、避難所に行くということはある程度錯乱していると思うんです。だから、何かが起こる前に皆さんに周知することをしてほしいと思うんですが。要するに、日頃から3か月、4か月に1回とか、半年に1回とか、こういう業者がありますよ、もし何かあったときには、有事の際はこの指定業者がありますよというものを市民に周知してほしいんです。この改正後、今までは市長が指定する業者のみだったです。これが改正になって、市長ではなしに、他所の例えば下関市の指定業者でもこっち

側に来て仕事ができるという条例改正なんですよ。だから、その条例改正は、ある程度このところから指定業者がありますよ、これだけありますよというものを周知徹底したらどうかというお願いなんですよ。

管理課長 指定業者さん、登録外指定業者さんというのは、その災害時について、極端な話、そのときだけここに来れるよという業者さんを選ぶような形になりますので、常日頃からこの業者さんがうちに来られるというのは、ちょっとなかなか難しいと思います。

ひさなが委員長 よろしいですか。そのほか、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、今一度、議案第4号の全般にわたりご質疑はありますか。

田村継委員 上下水道局長にご見解を1つお伺いしたいんですが、先ほどの答弁の中で、結構今検討されていらっしゃる、今後研究していかないとといった声を結構耳にさせていただいたと思うんですが、これはもう議決後すぐに施行されるというふうなことを先ほどちょっとお伺いいたしました。この度はちょっと地震を想定して発言させていただいているんですが、地震というのはいつ起こってもおかしくない。この1秒後、10秒後、1分後起こってもおかしくないと思うんです。ですので、これからすぐ施行されるものですので、研究していく、ちょっと調べていくというのは、なかなかスピードとしてはちょっと欠けるものがあるのかなと思うんですが、そこら辺の見解をお伺いできればと思います。

上下水道局長 今回の条例改正のこの部分については、大規模災害ということになります。大規模災害ということになりますと、まず本管、うちが持っている大きな本管とかそういった浄水場の施設、それもおそらく被害を受けたということが想定されます。そうなりますと、まずその部分を重点的に修繕していかないと、宅内の部分が直っても、本管に繋いでも流れることができません。ですから、ある程度の期間というのが必要になってきます。その期間の間に、先ほどから課長等が答弁していますように、そういうことがあってはならないんですが、能登半島とかいったようなところの事情、いろんなところを研究しながら、どういった対応が取れるかというところは、その期間の中で研究していくという形になろうかと思うんです。ですから、被災が起きました、すぐというわけではなく、ある程度やはり市が持っている施設をまず改修して、皆様方のライフラインをいかに早く直すか、そこを重点的にとって、それから宅内に繋いでいく、宅内のほうの工事に入っていく、そういうときに、いろんな形で業者さんのほうを募集したり、皆さんのほうにその部分を周知していくという形になりますので、若干の猶予期間の中で、被災を受けたところの状況等を把握しながら研究していきたいというふうな答弁で今行ったところでございます。

田村継委員 対応のほうはよくわかりました。まず、優先する順位があるということとはよくわかりました。改めてのお伺いにはなるんですけども、例えば、交通費、

宿泊費のほうを検討していったり研究していただいたりといった内容なんですけれども、これからもそれを施行後すぐに改正されるものだと思うんですが、この話し合いのスピードがちょっと遅いんじゃないか、もうある程度話し合っていたいた段階でやっていただいたほうがいいんじゃないかなとちょっと思ったもので、その辺りの見解をちょっとお伺いしたんですけれども。私も伝え方が悪かったので、改めてその辺りのご見解をお願いできればと思います。

上下水道局長 この趣旨というのが、先ほど述べたように、国土交通省からの通達によって条例改正等ができますという内容で、うちのほうが6月に上げるのか9月に上げるのかという議論はしたところなんです。制度を色々確認しながら9月に上げるという他市さんもいらっしゃいます。ただ、長門市の局のほうとしては、先ほど田村委員もおっしゃったように、1秒後に起きる災害かもしれない。そう思ったときに、土台だけ作っておけば、その他市さんからの指定業者さんも受け入れることができる。まずはそちらのほうのスピードを優先しようということで、今回の条例を6月議会のほうに上げさせていただいたということになります。先ほどちょっと補助金のほうとか、宿泊費とか旅費のほうの部分につきましては、局のほうとしては今補助制度はございません。能登半島をちょっと調べますと、これは県、能登半島というのは石川県、そちらのほうが大規模な災害を受けていますので、県のほうが主導を取ってそういう制度を設立したというところもございますので、今想定している部分というのは、長門市だけでなく北浦とか山口県全体となれば、また県のほうの激甚災害的なところも含めた中でのいろんな制度的なところが出てくるんじゃないかなというところで、研究という言葉を使わせていただいていますけれども、そういった形で対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

ひさなが委員長 そのほか、今一度の部分でご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:53 —

— 再開 9:54 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。最後に、議案第5号「財産

の取得について（GIGA スクール用端末）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

教育部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村継委員 今回、プロポーザル方式のほうで、県外の大塚商会ですかね、そちらのほうに決まったということなんですけれども、山口県内からの応募があったのか、また大塚商会に決められたポイント、決め手となったところがありましたらお教え願えますでしょうか。

教育総務課長 大塚商会のほかで、山口県内に本社のある会社が 1 者、県内に支店のある会社が 2 者の計 4 者の応募があったところでございます。より良い提案を幅広く募集するために、県の内外にかかわらず公募が行われたところと承知しております。大塚商会のほうが選ばれたポイントとしましては、国の基準、標準仕様がございますが、そちらを上回るスペックであったこと、あとインターフェースが USB タイプ A・C が使えたこと、またタッチペンが今回標準仕様なんですけれども、そちらがもし紛失とかした場合でも鉛筆でディスプレイに描画できるというような機能もございます。あとは、落としても故障しにくい堅牢性ですとか、あと GIGA 第 1 期、第 2 期の実績等が評価されたというふうに考えております。

田村継委員 では、この度 1,685 台でしたかね、導入台数が。この台数の根拠となるのと、例えば予備端末がどれぐらいあるのか、来年度どれぐらいあるのかをお教え願えますでしょうか。

教育総務班長 1,685 台の根拠としましては、基本的には令和 8 年度から使う児童生徒数に予備を、これは 2 パーセント程度なんですけど、それを踏まえた数字としております。予備の台数は、今のところ 27 台で考えております。

田村継委員 おそらく、児童の扱うもので故障することもあると思いますし、急に転校してきてくださる児童があっても、その台数があれば対応できるのかなと思います。では、続けて質問させていただければと思うんですが、国や県からの補助金の割合、また本市の手出しする部分の割合、金額面をお教え願えますか。

教育総務班長 国の補助金なんですけど、端末の価格の 3 分の 2 ということで、今回 1 台当たり 5 万 5,000 円ですので、1 台当たりの補助金が 3 万 6,666 円で、残りの 3 分の 1 の 1 万 8,334 円の部分が市の負担となります。

田村継委員 では今回、令和 8 年度からの導入に向けてだと思ってるんですが、前回の GIGA スクール構想の場で端末を 1,900 台前後導入されていたらっしゃったと思うんですよ。その古い端末の取扱い方法、どのようになっていくのかをお教え願えますでしょうか。

教育総務班長 第 1 期で導入した台数は 1,971 台でありますけど、これについては

今後の児童生徒数、児童生徒用の予備であったり、今回の1,685台には教職員分は入っておりませんので、教職員分については引き続き第1期の端末を使用することと、あと電子黒板用に今端末を150台ほど各学校に配備しておりますが、これの代替機として使うことを想定しております。その他の端末については、状態のいいものは児童生徒用、教職員分の予備ということで取っておくのですが、その他の端末については、今回の納入業者であります大塚商会が端末の無償回収サービスをしていただけるということですので、基本的にはそちらで処分をしていきたいと考えております。

田村継委員 そもそもの話になって申し訳ないんですけども、この度の議案第5号、これは今回のChromeBookの端末の購入のみの議案ということで、処分は市長の権限で処分できるものと解釈してよろしかったでしょうか、お教え願えますでしょうか。

教育総務班長 こちらの1,971台は、第1期の国の補助を使って購入したものではありませんが、耐用年数は4年とされておりますので、4年を経過したものは市の権限で処分しても問題ないということでございます。

田村継委員 市長の普通の執行権限で処分ができるということで。もう1点伺いたいんですけども、新しいペン型デバイスの導入ということがこの度の大塚商会のほうの決め手になったと思うんですけども、新しい端末、デバイスですかね、そちらを導入されることで、なかなか教職員の方がちょっと年齢がわからないのであれなんですけれども、新しいものに慣れるというのはやっぱりなかなかちょっとお時間のかかるものかなと個人的には思っています。そこら辺で、例えば購入された大塚商会のほうからサポート、例えば研修、そういったもののご予定とかあったりしますでしょうか、お願いできますでしょうか。

教育総務班長 新しくこの度入ったものは、基本的にはタッチペンが大きなところかなと思うんですが、これについては今までも指で書いたりとかしておられたものがペンになるということですので、基本的な使い勝手は変わらないので、新しく研修等をするということは考えておりません。

田村継委員 最後にもう1点だけ、私自身の思いもあって、例えば、表現がちょっと難しいんですけど、障害のある児童さんも当然いらっしゃると思うんですが、例えばそういった方、ちょっとこの度の議案とは少し外れるかもしれないんですけども、障害のある児童さんが使いやすいようにアクセシビリティの対応、例えば推進員さんの協力とか、そういったものがあつたりするのかどうか、お教え願えますでしょうか。

教育総務班長 障害の有無にかかわらず、例えばキーボード入力に苦手な児童生徒は音声で入力したりですとか、ディスプレイに手で書き込むとか、そういったことをされております。また、難聴の児童生徒に対しては文字で指示を出すことで対応

したり、音楽の授業では難聴用の特別支援の教材を使用するといったことで対応されていると聞いております。また、現在、弱視の児童さんがいらっしゃる学校がありますが、現状ではその方は黒板が見えてノートに書き写すこと等はできるということです、今のところ注意をして個別指導されるということは聞いておりますが、十分対応できているかなと思っております。

田村継委員 個人的にはペンのデバイス、ああいったもので、私たち大人もキーボードとか使っていると、また漢字がわからなくなったということは度々あることかと思っておりますので、ペン型のデバイスの導入は個人的にはすごくいいのかなと思っています。書いて覚えるというのは、学習の中で基本かなと個人的には思っていますので、すごくいいことだと思います。5万5,000円という価格も、国の掲げるGIGAスクール構想の端末の代金のほうにぴったり当てはまっていますので、いい提案かと思えます。

ひさなが委員長 回答はなくていいですね。

田村継委員 はい、大丈夫です。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、議案第5号の全般にわたりご質疑はありませんか。

田村継委員 ここからは、少し資料を見ながら喋らせていただきますので、喋るスピードが遅くなりますが、ご容赦願えればと思います。教育長に、ちょっと1つお尋ねをしたいんですけれども、古い端末、結構台数が余りますよね、かなりの台数がちょっと余るんじゃないかなと思います。これは、この度処分をするときは議決を取ることなく市長の権限で処分をすることができる、そういったことでお間違いないかったですかね。

教育長 そのように考えております。

田村継委員 ここから本当にゆっくり喋らせていただきます。色々調べさせていただいたんですが、長門市財産の交換、譲与又は無償貸付け等に関する条例、これの第6条の「物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。」、その第1号に「公益上の必要に基づき他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき」と、そういったことの規定があるんですが、例えば今回、余った端末を就労支援を行っている福祉団体とかに無償で、相手方がちょっとまだ何というかは全然わからないんですけれども、1つの提案なんです、そういったもので、例えば、一般就労を目指すとき、オフィス系ソフトが使えますよというのが結構条件の1つとして挙げられていたりしていると思うんです。そういったことのトレーニングじゃないですけども、訓練の一環として使っていただくとか、タダで処分するよりかは、そういったことで使っていただいたりしていただけると嬉しいのかなと個人的に思っていたり。この度、私のほうで介護保険の一般質問でさせていただいたんですけれども、

そのときにオンライン会議、2次審査のときにオンライン会議の状態が整っていない、そういったことをちょっとお伺いしました。この度の余った端末を、例えばその審査委員会さんのほうに無償で、この公共のところに該当するので、条例上はお渡しすることは市長の権限があればできるんじゃないかなと個人的には思っています。こういったことができれば、処分をするよりかは有効に使っていただく。もちろん、バッテリーが持たなくなった、CPUが古くなってスピードが遅いということはありますが、使用的な段階でしていただくと嬉しいのかなと個人的には思っていますが、ちょっとそこら辺のご見解をいただければと思います。

教育長 今ご提案いただいた内容、尤もであるなとは思っております。しかしながら、委員もご存知のとおり、端末は今wi-fiに頼る部分が多い部分ですけれども、セキュリティ、それからデータ消去等の確実性がない限り大変なことになるというふうに考えておるところです。

田村継委員 推進員さんのほうで——すみません、先ほどの答弁の中ではちょっといただいてなかったんですけれども、各自巡回していただいて、データ消去のほうをちょっとリセットしていただくというのをお伺いしたんですが、それをしていただいた後というのはどうなんでしょうか。特に問題はあったりして、お渡しすることに差し支えがあったりするものなんでしょうか。よくわからないので、お教え願えれば。

教育長 ICT支援員4人のことかと思うんですけれども、完全にもう復元できないような状況にしなければいけないということで、その部分についてはもう専門の業者に、今回大塚商会のほうで責任を持って処理していただくということで、ICT支援員の4人ですぐにできる内容かという問題があります。

田村継委員 よくわかりました。もし可能であれば、ちょっと処分するのももったいないかなということもあるので、ちょっと1つの提案でした。もし可能であれば、そういったこともご検討していただけますと幸いです。

ひさなが委員長 ほかに、今一度。

林委員 教育長に、これまでの議論を通じて、1点だけお尋ねしたいんですけれども、言うまでもなくプロポーザルというのは、入札と違ってその価格のみに着目したやり方ではありませんね。提案説明、議案の参考資料を見ますと、このGIGAスクール用端末共同調達審査部会というのがあって、そこには必要に応じて設ける審査会の一つとあって、委員は当該年度にGIGAスクール用端末(ChromeOS)を整備する自治体の教育長(6市)で構成と、当然うちもその審査会には入っていちゃる。教育長は、本市のこのGIGAスクール構想に基づいて、どういう姿勢で今回のこの審査会に望まれたのかをお尋ねしたいと思います。

教育長 6市の教育長ということになっておりますけれども、実際のプロポーザルには教育長は参加しておりません。事務方で参加しております。第1期は、私が学

校教育課長でしたから、そのときに私が参加しております。そもそも、この第１期のときに Chromebook を採用したのが、県内 19 市町の中で 3 市、本市を含めて 3 市でした。そのとき、私どもの思いとしては、Chromebook は Google ですから、Google で研修体制が非常に手厚いということが予想されていまして。学習用のソフトが Google が提供するものが非常に多くなっているという状況もありまして、Chromebook を当時採用したことを覚えております。この度、第２期になりまして、さらに 3 市が増えて 6 市になったということもありまして、これまで Chromebook を採用して、今順調に GIGA スクール構想を本市は進められておると考えております。この中で、これまでの積み上げた見地をさらに伸ばすために、今順調にいつているけれども、さらにタッチペン等の機能ということでありましたし、それから回収の部分も手厚くきちんとミスのないようにやっていただけるという思いで、基本的には第１期の構想をさらに推進するという思いで、あまり変化を求めませんでした。

ひさなが委員長 そのほか、今一度の部分でご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第５号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。ここで、説明員退席のため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 11 —

— 再開 10 : 11 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。最後に、閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。お諮りします。この際、閉会中の所管事務継続調査事項について、お手元に配布のとおり議長に対して申し出たいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議長に対し、閉会中の本委員会所管事務の継続調査事項として申し出ることと決定しました。なお、委員会開催の日時、場所及び事項につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、委員長に一任することと決定しました。

これで、文教厚生常任委員会を散会します。どなたもご苦労さまでした。

— 散会 10 : 12 —